附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に見出し及び六条を加える改正規定（附則第五条第三項中第六十四条第二号、第六十六条及び第六十七条の読替えに係る部分並びに附則第十条に係る部分に限る。）は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

（豚コレラ及びアフリカ豚コレラの名称の変更に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行前にされたこの法律による改正前の家畜伝染病予防法第二条第一項の表二十の項に規定する豚コレラ又は同表二十一の項に規定するアフリカ豚コレラに係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの法律による改正後の家畜伝染病予防法（次条において「新法」という。）第二条第一項の表二十の項に規定する豚熱又は同表二十一の項に規定するアフリカ豚熱に係る処分、手続その他の行為としてされたものとみなす。

（罰則の適用に係る経過措置）

第三条　この法律の施行の日から起算して二十日を経過する日までの間における新法附則第五条第二項の規定の適用については、同項中「この法律の規定」とあるのは、「この法律の規定（第六十三条第三号を除く。）」とする。

（地方自治法の一部改正）

第四条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）の項の下欄を次のように改める。

一　第三章（第二十一条第六項及び第七項を除く。）の規定（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）により地方公共団体が処理することとされている事務 二　附則第五条第三項の規定により読み替えて適用される第二十六条、第二十八条の二及び第三十条から第三十五条まで並びに附則第六条及び第七条並びに附則第八条において準用する第三十五条の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

総務大臣　高市　早苗
農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三号

平成三十年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の特例に関する法律

財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第六条第一項の規定は、平成三十年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金については、適用しない。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二条第一項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百八十一号」を「第百八十二号」に改め、同条に次の一号を加える。

百八十二　地域就職氷河期世代支援加速化交付金

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年二月五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十五号

家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項及び第二十一条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年政令第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の表豚コレラの項中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同表アフリカ豚コレラの項中「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」に改める。

第六条第二号イ中「豚コレラ又はアフリカ豚コレラ」を「豚熱又はアフリカ豚熱」に改める。

附　則

この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二号）の施行の日から施行する。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三